

コロナ対応を経た現時点の準備状況と今後の対応について

IV 平時における準備状況の定期的な把握（本文 23～24 頁）

<水際対策関係>

(1)現在の準備状況	(2)現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合の対処
<p>◆感染症対策物資の備蓄状況（検疫所）：</p> <p>① サージカルマスク 約 30 万枚 ② N95 マスク 約 3.4 万枚 ③ アイソレーションガウン 約 3 万枚 ④ フェイスシールド 約 4.7 万枚 ⑤ 非滅菌手袋 約 67 万双（令和 5 年 8 月末時点）※新型コロナ対応の余剰分を含んだ数である点に留意が必要。</p> <p>◆医療機関の確保状況：</p> <p>・検疫における協定締結医療機関（新型インフルエンザ等感染症患者の隔離医療機関）：149 機関（令和 5 年 8 月末時点）</p> <p>◆宿泊施設の確保状況</p> <p>・現時点で協定書を締結している宿泊施設数：約 2 万室 （協定は新型コロナへの対応を念頭に締結したものであり、有効期間は基本的に令和 5 年度中。）</p> <p>◆搬送手段の確保状況</p> <p>・搬送手段（機関数）32 機関（令和 5 年 8 月末時点） （※）患者の搬送については、検疫所において所有している患者搬送車を利用することを</p>	<p>・个人防护具は各検疫所において保有しており、すぐに利用可能な状態である。 各検疫所の人員（令和 5 年 4 月 1 日時点：951 人）や个人防护具の使用量から、1 か月以上の対応ができる量が確保されている。</p> <p>・各検疫所が患者等の隔離等を行う感染症指定医療機関として 149 機関と協定を締結しており、これらを中心に対応する予定であり、各医療機関が有している感染症病床分を初動に見込まれる患者数分として確保できている。</p> <p>・厚生労働省が公的施設で約 4 千室、各検疫所が民間施設で約 1 万 6 千室を確保しており、1 週間以内に約 4 千室（公的施設）、2 週間以内に約 1 万室（民間施設）の計約 1 万 4 千室が稼働可能であり、初動に見込まれる停留、待機要請対象者分を確保できている。なお、残りの民間施設 6 千室は、民間施設の準備が出来次第、利用可能となっている。</p> <p>・患者の搬送については、検疫所が所有する患者搬送車で対応する。これに不足がある場合は、必要に応じて民間救急や消防により必要分を確保することで対応可能となっている。</p>

原則とした上で、患者搬送車が無い場合や複数の患者が発生した場合に、民間救急や消防等に依頼をする。

◆検査実施能力の確保状況（検疫所）：

PCR 検査 約 1,600 件/日（令和 5 年 8 月末時点）

・国立感染症研究所から技術的な支援を受け、検査体制が整い次第※、約 1,600 件/日の検査が可能であり、初動に見込まれる検査数を確保できている。

※：新型コロナウイルスの場合は、国立感染症研究所からの技術的な支援から検査体制の整備までに1か月程度を要したところ。

＜Ⅲ 新型インフルエンザ等の国内発生を見据えて水際対策と並行して行う準備＞

	(1)現在の準備状況	(2)現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合の対処
Ⅲ－２ 検査体制	新型コロナの PCR 検査の検査能力：約 42 万件（令和 5 年 5 月 1 日時点）	現時点ですぐに動員可能な検査能力は以下のとおり。 ・感染研で検査方法を速やかに確立する。 ・それを受け地衛研を中心に、現状 1 日約 2 万件程度の検査が可能。今後改正感染症法施行に向けて、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等の発生の公表後 1 か月以内に、地衛研等のほか、民間検査機関等も含めて 1 日約 3 万件以上の検査が実施できることを目標に体制整備を進める予定。
Ⅲ－３ 感染症対策物資等の確保	備蓄状況（令和 5 年度当初）	生産量（令和 4 年度）※
〈感染症対策物資〉		※生産量については、令和 4 年度「マスク等国内生産・輸入実態把握調査」によるが、当該調査の回収率が高くないこと、調査対象客体が製造・輸入業者を網羅できているかを確認することが困難である点に留意が必要。
		・各物資の令和 5 年度当初時点での国における備蓄量と都道府県における備蓄量と合計した量は、以下のとおりであり、いずれも備蓄水準（令和 3 年 6 月に定めたもの）を上回っている状況。そのため、現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、国及び都道府県の備蓄を活用して対処可能である。 ・クラスターの発生状況などを踏まえつつ、都道府県は管内の医療機関の P P E の需給状況を注視し、個別医療機関から緊急的に P P E の供給が必要である旨の要請があった場合には、都道府県が状況確認を行った上で、個別に厚生労働省に相談いただき、必要があれば当該物資について緊急配布行うスキームもある。
① サージカルマスク	（国）約 3.4 億枚 （都道府県）約 7,500 万枚 （合計）約 4.2 億枚	（国内）：約 1,200 万枚／月 （国外・輸入）：約 9,600 万枚／月
		備蓄水準 3.8 億枚を上回っているため、現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、対処可能である。
② N95 マスク	（国）約 4,700 万枚	（国内）：約 160 万枚／
		備蓄水準 3,900 万枚を上回っているため、現時点で新型インフルエンザ等が発生した場

	(都道府県) 約 1,100 万枚 (合計) 約 5,800 万枚	月 (国外・輸入) : 約 150 万枚/月	合であっても、対処可能である。
③ アイソレーションガウン	(国) 約 3.6 億枚 (都道府県) 約 1,300 万枚 (合計) 約 3.7 億枚	(国内) : 約 20 万枚/月 (国外・輸入) : 約 1,000 万枚/月	備蓄水準 1.1 億枚を上回っているため、現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、対処可能である。
④ フェイスシールド	(国) 約 3,600 万枚 (都道府県) 約 600 万枚 (合計) 約 4,200 万枚	(国内) : 約 20 万枚/月 (国外・輸入) : 約 130 万枚/月	備蓄水準 3,400 万枚を上回っているため、現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、対処可能である。
⑤ 非滅菌手袋	(国) 約 20.8 億双 (都道府県) 約 1,700 万双 (合計) 約 21.0 億双	(国内) : — (国外・輸入) : 約 4 億双/月	備蓄水準 11.0 億双を上回っているため、現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、対処可能である。

	(1)現在の準備状況	(2)現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合の対処
Ⅲ－５ 医療提供体制	<p>① 確保病床数：未定（令和6年4月の改正感染症法の施行に向けて、流行初期は約1.9万床、流行初期以降は約5.1万床を目標に設定しており、現在、都道府県が医療機関と協議中）</p> <p>② 発熱外来機関数：未定（令和6年4月の改正感染症法の施行に向けて、流行初期は約1,500機関、流行初期以降は約4.2万機関を目標に設定しており、現在、都道府県が医療機関と協議中）</p> <p>③ 宿泊施設等：未定[※] [※]改正感染症法の施行に向けて、都道府県等が宿泊施設と協議中。</p>	<p><①、②、③></p> <p>新型インフルエンザ等感染症等発生等公表前は、感染症指定医療機関・感染症病床（特定感染症指定医療機関（4医療機関・10床）、第1種感染症指定医療機関（56医療機関・105床）、第2種感染症指定医療機関（348医療機関・1,742床））を中心に対応する。</p> <p>また、改正感染症法施行に向けて、都道府県が、医療機関や宿泊施設との協議を進めているところであり、現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型コロナウイルス感染症対応における400床以上の重点医療機関（約500医療機関）等を中心に協力を依頼することにより対応する。</p>

IV 平時における準備状況の定期的な把握（本文23～24頁）以外

	(1)現在の準備状況	(2)現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合の対処
Ⅲ－1 ワクチン (14～19頁)	新型インフルエンザ対策として、プレパンデミックワクチンの備蓄：（現状）約500万人分（H7N9）	<ul style="list-style-type: none"> ・プレパンデミックワクチンについては、発生した新型インフルエンザへの有効性を速やかに評価し、有効性が期待できた場合には使用する。 ・新型インフルエンザのウイルス株を入手後、速やかにワクチン株を作成して、細胞培養法での製造を進めるとともに、mRNAなどのモダリティでの製造に向けた開発及び評価を進める。 ・医療従事者、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等に対し、備蓄しているプレパンデミックワクチンを用いた接種を行う。 ・また、並行して全国民分のパンデミックワクチンの開発・製造を進めていく。
Ⅲ－3 感染症対策物資等の確保 (18～20頁) 〈治療薬〉 抗インフルエンザ薬（新型インフルエンザウイルス感染症対策）	政府行動計画に基づき、4500万人分備蓄、内訳は以下。 <ul style="list-style-type: none"> ・流通備蓄：1,000万人分 ・都道府県：1,750万人分 ・国：1,750万人分 内訳：タミフル（カプセル）473万人分、タミフルドライシロップ228万人分、リレンザ230万人分、ラピアクタ88万人分、イナビル732万5千人分（令和4年度末時点） ※ 令和4年6月30日付けで新型インフルエンザ等対策ガイドラインが改定され、新たにゾフルーザが備蓄対象となったことに伴い、各薬剤の備蓄目標量についても見直しを行った。アビガン錠については、4,500万人分の備蓄目標量とは別に、国において200万人分を備蓄することとされていた。アビガン錠600万人分備蓄している。（新型コロナ対策として	抗インフルエンザ薬については都道府県における備蓄量と国備蓄量いずれも備蓄目標量に達しており、現時点で新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、国及び都道府県の備蓄を活用して対処可能である。 必要に応じ、製造販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の追加製造等を進めるよう指導する。

	追加購入のため)	
Ⅲ－４ 保健所体制 (20～21頁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数：未定 ※ 各自治体で今年度中に策定する予防計画により判明。 ・ IHEAT 要員の確保数：未定 ※ 各自治体で今年度中に策定する予防計画により判明。 	令和5年8月末時点で IHEAT 要員の名簿、研修管理システムである IHEAT.JP に登録され、システムの利用規約に同意している総数は約 3,100 人であり、これらの IHEAT 要員を中心に協力を依頼することにより対応する。